

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

告 示

- 控除対象寄附金の指定（二件）
（税 務 課） 一
- 農用地利用配分計画の認可の申請
（農業振興課） 一
- 県営土地改良事業変更計画の縦覧
（農村振興課） 二

公 告

- 開発行為に関する工事の完了（四件）
（建築宅地課） 二
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告
（警察本部会計課） 三

選挙管理委員会

- 政治団体の届出 四
- 政治団体の届出事項の異動届 五
- 政治団体の解散届 六
- 政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成二十年分） 六
- 政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成二十一年分） 六
- 政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成二十二年分） 六
- 政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成二十三年分） 七
- 政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成二十四年分） 七
- 政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成二十五年分） 七
- 政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成二十六年分） 七
- 政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成二十七年分） 七
- 資金管理団体の届出 八
- 資金管理団体の指定取消しの届出 九

告 示

- 宮城県告示第八百一号

宮城県条例施行規則（昭和二十九年宮城県規則第七十六号）第二十一条第一項の規定により、次の寄附金を個人県民税の寄附金税額控除の控除対象寄附金として指定したので、同条第六項の規定により告示する。

平成二十七年八月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 控除対象寄附金として指定した寄附金

学校法人専修大学に対する寄附金（平成二十七年一月一日以後に寄附したものに限り。）

二 寄附金の相手方の法人の主たる事務所又は事業所の所在

東京都千代田区神田神保町三丁目八番地一

○宮城県告示第八百二号

宮城県条例施行規則（昭和二十九年宮城県規則第七十六号）第二十一条第一項の規定により、次の寄附金を個人県民税の寄附金税額控除の控除対象寄附金として指定したので、同条第六項の規定により告示する。

平成二十七年八月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 控除対象寄附金として指定した寄附金

独立行政法人国立病院機構に対する寄附金（平成二十七年一月一日以後に寄附したものに限り。）

二 寄附金の相手方の法人の主たる事務所又は事業所の所在

東京都目黒区東が丘二丁目五番二十一号

○宮城県告示第八百三号

農地中間管理機構公益社団法人みやぎ農業振興公社から農用地利用配分計画の認可の申請があったので、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第三項の規定により、当該農用地利用配分計画を平成二十七年八月十八日から平成二十七年九月一日まで、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十七年八月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 農用地利用配分計画の概要

別冊のとおり

二 申請年月日

平成二十七年八月六日

三 縦覧場所

宮城県庁（農林水産部農業振興課）

○宮城県告示第八百四号

県管南鹿原地区土地改良事業（中山間地域総合整備事業（生産基盤型））変更計画を定めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十七条の三第六項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同法第八十七条の三第六項で準用する同法第八十七条第十項の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十七年八月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十七年八月十八日から平成二十七年九月十五日まで

三 縦覧場所

加美町役場

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十七年八月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

東松島市矢本字鹿石前百二番一、百三番一及び百三番四の各一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

東松島市小松字上浮足二百六十番地三
有限会社矢本メデイカルサプライ

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工

区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十七年八月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

栗原市栗駒岩ヶ崎下川原四番二、十一番一、十三番一、十八番、十九番、二十番、二十一番、二十二番、二十三番、二十四番、二十五番、三十六番一、三十六番四、三十七番、三十八番一、四十番一、十八番地先の水の一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

栗原市栗駒岩ヶ崎下川原十九番地
社会福祉法人KTK福祉会

○東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第五十条第二項の規定により都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可があったものとみなされた次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。
平成二十七年八月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

気仙沼市九条三百七十五番七、三百七十五番九、三百七十五番十三の一部、三百七十五番二十三、三百七十八番三、三百八十番一、三百八十一番四、三百八十二番一、三百八十二番二、三百八十三番四、三百八十四番四、三百八十五番七、三百八十五番九、三百八十三番四地先の道の一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

気仙沼市

○東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第五十条第二項の規定により都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第二項の許可があったものとみなされた次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。
平成二十七年八月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

気仙沼市本吉町蔵野六十三番一の一部、百十五番の一部、百十六番一の一部、百十六番四の一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

百十七番、百十八番一の一部、百七十九番の一部、百八十番一、二百二十六番二、百八十番一の地先の道の一部、百十六番一の地先の道の一部、同町外尾百五十二番三の一部、百五十三番の一部、百五十四番、百五十五番一の一部、百五十七番一、百五十七番一の地先の道の一部
気仙沼市

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。
平成二十七年八月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 1 調達案件及び数量 反則通告等管理システム貸借 一式
- 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 履行期間 平成二十八年三月一日から平成三十三年二月二十八日まで
- 4 履行場所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県警察本部交通部交通指導課ほか
- 二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項
 - 1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
 - 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
 - 3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第二条による廃止前の和議法(大正十一年法律七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
 - 4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
 - 5 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第二条の規定によりなお

従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

- (一) 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。
- (二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。)の威力を利用するなどしていると認められるとき。
- (三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。))又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。
- 8 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(千九八〇―八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
次世代の党 取市議会第一支部	吉田 良	吉田 良秋	名取市大手町一六〇一	○	平成二十七年七月十五日

(二) その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
(イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体				
活き活き宮城をつくる市民の会	相澤 久義	佐々木廣光	大崎市三本木森袋字南屋敷二二一	平成二十七年七月三日
遠藤よしじ後援会	遠藤 喜二	遠藤 民子	宮城郡七ヶ浜町遠山一七二七	平成二十七年七月三十一日
大沼吉隆後援会	佐藤 博	佐藤 博	柴田郡村田町大字薄木字一本杉五三一	平成二十七年七月二十三日
香取つくお後援会	川島 重雄	香取 嗣雄	塩竈市舟入二一八一二一四	平成二十七年七月二十四日
木村みのる後援会	浅野 宣充	太田 政興	宮城郡七ヶ浜町境山一九一三	平成二十七年七月二十三日
熊谷あけみ後援会	佐藤喜久雄	千葉金次郎	宮城郡七ヶ浜町遠山五一二一六五	平成二十七年六月二十六日
佐々木こうえつ後援会	沼津敬太郎	大子田利夫	遠田郡美里町北浦字大田五	平成二十七年七月三十一日
佐藤邦彦後援会	佐藤 邦彦	今泉 芳昭	亶理郡亶理町字新井町四一	平成二十七年七月二十四日
佐藤としあき後援会	吉川 弘	菅野 友子	塩竈市玉川二二二一六	平成二十七年七月二十二日
菅原あつし後援会	菅原 厚	渡辺 琢爾	大崎市古川若葉町二一三一八	平成二十七年七月十三日
すずき新津男後援会	鈴木新津男	西大條英幸	多賀城市高橋二一六七一	平成二十七年七月三十一日
鈴木保博後援会	鈴木 忠一	岡崎 福夫	柴田郡村田町大字沼辺字中山三三二	平成二十七年七月二十七日
高橋たくみ後援会	高橋 卓誠	高橋 卓誠	仙台市青葉区錦町一四一〇	平成二十七年七月八日
畑山和晴後援会	畑山 和晴	畑山 律子	黒川郡富谷町成田三三三二一五	平成二十七年七月二十八日
日野秀逸後援会	日野 秀逸	日野 明美	塩竈市東玉川町四一七	平成二十七年七月二十八日

星守夫後援会 加藤 信夫 星 克秀 角田市佐倉字小山東一九六 平成二十七年七月三日

○宮選管告示第九十七号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出事項を異動した旨届出があった。
平成二十七年八月十八日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

(一) 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党宮城県自 動車整備支部	渡邊 芳博	会計責任者の氏名	長谷川 茂	渡辺 敏晴	平成二十七年六月二十四日

(二) その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
あべまさきを囲む会	宮内 弘晶	主たる事務所の所在地	塩竈市玉川一五一二	塩竈市白菊町一〇一二八	平成二十七年七月十二日
大久保三代連合後援会	吉川由香里	代表者の氏名	吉川由香里	大久保三代	平成二十七年七月十五日
小野寺淳一後援会	大沼 恭子	代表者の氏名	大沼 恭子	小野寺淳一	平成二十七年七月七日
桑島崇史後援会	菅原 傳	主たる事務所の所在地	黒川郡富谷町あけの平一三六一一	黒川郡富谷町富谷字西沢一五一一八	平成二十七年七月十八日
桜井公一後援会	土井 徳夫	代表者の氏名	土井 徳夫	鈴木 徹男	平成二十七年七月一日
佐々木賢司後援会	鈴木 健司	主たる事務所の所在地	大崎市三本木字東浦九一	大崎市三本木字町浦九一	平成二十七年七月二十九日
佐々木幸士後援会	須貝賀津雄	主たる事務所の所在地	仙台市太白区泉崎一三三一一	仙台市太白区長町六一五一	平成二十七年六月二十七日
高平としお後援会	文屋幸次郎	代表者	文屋幸次郎	佐藤 勝	平成二十七年七月一日

氏名	代表者の氏名	解散年月日
西田嘉博後援会	白木 敏夫	平成二十七年七月十日
宮城県自動車整備政治連盟	渡邊 芳博	平成二十七年六月二十四日
宮城県社会保険労務士政治連盟	黒川 一郎	平成二十七年六月十一日
村上のぼる後援会	庄司 恒雄	平成二十七年六月二十日
やつむつお後援会	玉手 哲男	平成二十七年四月一日
宮城県選挙管理委員会	委員長 菊 地 光 輝	
政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次のとおり政治団体が解散した旨届出があった。		
平成二十七年八月十八日		
（一） 政党支部	代表者の氏名	解散年月日
次世代の党衆議院宮城県第二支部	増元 照明	平成二十六年十二月二十七日
（二） その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）	代表者の氏名	解散年月日
香取つぐお後援会（設立届の届出年月日 平成二十三年八月二十五日）	川島 重雄	平成二十三年十二月三十一日
高橋じゅいち後援会	鈴木 正悦	平成二十年二月二十七日
高橋正後援会	佐藤 信雄	平成二十七年七月十八日
保科惣一郎後援会	島貫 明夫	平成二十七年七月二十七日
星守夫後援会（設立届の届出年月日 平成十五年六月二十三日）	加藤 信夫	平成二十三年十二月三十一日
○宮選管告示第九十九号		
政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。		

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）	委員長	菊 地 光 輝
平成二十七年八月十八日		
（その他の政治団体）		
高橋じゅいち後援会		
報告年月日 27. 7. 28 (20. 2. 27解散)		
1 収入総額	0	
2 支出総額	0	
○宮選管告示第百号		
政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十一年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。		
平成二十七年八月十八日		
（その他の政治団体）		
星守夫後援会		
報告年月日 27. 7. 3 (23. 12. 31解散)		
1 収入総額	0	
2 支出総額	0	
○宮選管告示第百一号		
政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十二年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。		
平成二十七年八月十八日		
宮城県選挙管理委員会	委員長 菊 地 光 輝	
政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）		

<p>星守夫後援会 報告年月日 27. 7. 3 (23. 12. 31解散)</p> <p>1 収入総額 0 2 支出総額 0</p> <p>○阿部謙一郎氏(鎌田三郎)</p> <p>政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十六年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。</p> <p>平成二十七年八月十八日</p> <p>宮城県選挙管理委員会 委員長 菊 地 光 輝</p> <p>政治団体の収支報告書の要旨(単位:円)</p> <p>(政党の支部) 次世代の党衆議院宮城県第二支部</p>	<p>国会議員関係政治団体の区分 法第十九条の七第一項第一号 公職の候補者の氏名 増元 照明 公職の候補者に係る公職の種類 衆議院議員 報告年月日 27. 7. 13 (26. 12. 27解散)</p> <p>1 収入総額 3,690,818 本年収入額 3,690,818</p> <p>2 支出総額 3,690,818 本年収入の内訳</p> <p>3 寄附 3,690,818 個人分 3,690,818</p> <p>4 支出の内訳 経常経費 654,855 備品・消耗品費 642,335 事務所費 12,520 政治活動費 3,035,963 組織活動費 124,970 機関紙誌の発行その他の事業費 2,850,993 宣伝事業費 2,850,993 その他の経費 60,000</p> <p>5 寄附の内訳 〔個人分〕 金沢 良昌 100,000 東京都江東区 内田 夏代 50,000 東京都足立区 黒田 征夫 200,000 熊本県八代市 平野フミ子 500,000 熊本県八代市 増元 照明 2,840,818 仙台市宮城野区</p> <p>(その他の政治団体) 高橋正後援会 報告年月日 27. 2. 18 (27. 7. 18解散)</p> <p>1 収入総額 16,200 本年収入額 16,200</p>
---	--

<p>2 支出総額 16,200</p> <p>3 本年収入の内訳 寄附 16,200 個人分 16,200</p> <p>4 支出の内訳 政治活動費 16,200 機関紙誌の発行その他の事業費 16,200 その他の事業費 16,200</p> <p>5 寄附の内訳 〔個人分〕 年間五万円以下のもの 16,200 保科惣一郎後援会 報告年月日 27. 3. 11 (27. 7. 27解散)</p> <p>1 収入総額 124,110 前年繰越額 102,110 本年収入額 22,000</p> <p>2 支出総額 30,350</p> <p>3 本年収入の内訳 個人の党費・会費 (22人) 22,000</p> <p>4 支出の内訳 政治活動費 30,350 組織活動費 22,000 機関紙誌の発行その他の事業費 8,350 機関紙誌の発行事業費 8,350</p> <p>○宮城県告示第百四号 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十七年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。</p> <p>平成二十七年八月十八日</p> <p style="text-align: right;">宮城県選挙管理委員会 委員長 菊 地 光 輝</p>	<p style="text-align: center;">政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）</p> <p>（その他の政治団体）</p> <p>高橋正後援会 報告年月日 27. 7. 27 (27. 7. 18解散)</p> <p>1 収入総額 0 2 支出総額 0</p> <p>保科惣一郎後援会 報告年月日 27. 7. 29 (27. 7. 27解散)</p> <p>1 収入総額 129,760 前年繰越額 93,760 本年収入額 36,000</p> <p>2 支出総額 45,860</p> <p>3 本年収入の内訳 個人の党費・会費 (12人) 36,000</p> <p>4 支出の内訳 政治活動費 45,860 組織活動費 36,000 機関紙誌の発行その他の事業費 9,860 機関紙誌の発行事業費 9,860</p> <p>○宮城県告示第百五号 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出があった。</p> <p>平成二十七年八月十八日</p> <p style="text-align: right;">宮城県選挙管理委員会 委員長 菊 地 光 輝</p>
<p>資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名</p> <p>菅原 厚 宮城県議員 菅原あつし後援会 畑山 和晴 富谷町議会議員 畑山和晴後援会</p>	<p>公職の種類</p> <p>資金管理団体の名称</p> <p>主たる事務所の所在地</p> <p>指定年月日</p> <p>大崎市古川若葉町二―三―一八 平成二十七年七月十三日 黒川郡富谷町成田三―三―一五 平成二十七年七月二十八日</p>

○宮選管告示第百六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項第一号の規定により、次のとおり資金管理団体の指定を取り消した旨届出があった。

平成二十七年八月十八日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

(一) 法第十九条第三項第一号による届出

資金管理団体の届出
をした者の氏名

資金管理団体の名称

取消年月日

大久保三代

大久保三代連合後援会

平成二十七年七月十五日